

◆議案内容①

定款第4条の変更の件（指名委員会等設置会社への移行について）

◆提案の内容①

定款第4条を次のとおりに変更する。

当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- （3）執行役
- （4）会計監査人

◆提案の理由①

当社は、不正融資問題で業務改善命令を受けているが、その原因となった経営体制やコンプライアンス意識の欠落を改善していない。このままでは、株主やステークホルダーの信頼を失い、業績や株価に悪影響を及ぼす虞がある。そこで、社外からの監視や助言を強化するために、指名委員会等設置会社とする旨を定款に定める。

指名委員会等設置会社になれば、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会が設置され、取締役や役員の選任や解任、監査の実施、報酬の決定などの重要な経営判断に関与する。これにより、当社の経営の透明性や信頼性が高まり、業績の向上や株主の利益の増大に繋がることが期待できる。また、旧経営陣による利己的かつ顧客軽視の業務態勢が極端となった結果、不正融資事件の責任を巡って当社が旧経営陣を訴える泥沼の事態となっているが、指名委員会等設置会社に移行すれば、このような事態を防ぐことができる。

◆議案内容②

定款の一部変更の件（株主総会の状況の生中継および動画掲載について）

◆提案の内容②

株主総会の様子をインターネットで生中継し、終了後はその動画を当社ホームページに一定期間掲示する旨を定款に定める。

◆提案の理由②

当社は、「アパマン融資問題は、当社にとって最重要の経営課題であり、当社として経営陣として早期解決を図る」という株主総会における加藤広亮氏の発言を、その議事録に記載しなかった。この事実は、当該発言を軽視していると受け取られかねず、株主としては極めて遺憾である。

これは、不正融資問題により失墜した当社の信頼や評判をさらに損なうだけでなく、株主の利益や権利を侵害する虞がある。そこで、当社は株主総会の様子をインターネットで生中継し、終了後は動画を当社ホームページに一定期間掲示するという旨の定款を定めることとする。これにより、当社の情報の透明性を高め、説明責任を果たすとともに、株主の参加や意見表明を促進することが期待される。

なお、クレディセゾンは、株主総会の様子を生中継し、株主総会終了後は一定期間、株主総会の様子を動画配信している。

◆議案内容③

会計監査人解任の件

◆提案の内容③

会計監査人のE Y新日本有限責任監査法人を解任する。

◆提案の理由③

当社は、不正融資問題によって金融庁から業務改善命令を受けており、その監査を担当してきたE Y新日本有限責任監査法人には重大な責任がある。

しかし、E Y新日本有限責任監査法人は、当社の管理体制や内部統制に対して適切な監査を行ってこなかったと言わざるを得ない。これは、当社の不正融資を容認および助長したと見なされるだけでなく、株主の利益や権利を侵害する可能性がある。

よって、E Y新日本有限責任監査法人を解任し、新日本有限責任監査法人以外の監査法人を会計監査法人に選任する。これは、当社の監査の質や信頼性を向上させるとともに、株主の監督権や参加権を確保することが期待できる。また、E Y新日本有限責任監査法人以外の監査法人を選任し、厳しい目で監査を行うことで、当社の経営や業務改善に反映することが期待できる。これにより、当社の再建と株主の利益の増大に資することが期待できる。

◆議案内容④

定款の一部変更の件（役員の新任時の事後交付型株式報酬制度の一時停止について）

◆提案の内容④

アパマン不正融資問題が全て解決されるまで、退任する役員には事後交付型株式報酬を支払わない旨を定款に定める。

◆提案の理由④

当社は、不正融資問題により金融庁から業務改善命令を受けており、その原因の一つがアパマン問題である。この問題は、取締役の監督責任に関わる重大な経営課題であり、株価や信用に大きな影響を与えているが、アパマン問題の解決に向けた対応をしていない。

現在、当社は取締役の事後交付型株式報酬制度を導入しているが、第212期定時株主総会で加藤広亮氏が発言した「アパマン融資問題は、当社にとって最重要の経営課題」に対処していない取締役に報酬を支払う必要はない。よって、アパマン問題が解決されるまで、退任する役員への事後交付型株式報酬の支払いを停止する旨を定款に定める。

これは、取締役の責任のもとでアパマン問題の早期解決を促すとともに、事後交付型株式報酬の支払いを停止することで、経営再建と株主利益の増大に資することが期待される。

アパマン問題が解決された場合には、事後交付型株式報酬は元に戻すこととする。

◆議案内容⑤

定款の一部変更の件（投資用不動産融資の担保評価額の上限設定について）

◆提案の内容⑤

当社は、すべての投資用不動産融資において、担保評価額を70%を上限とする旨を定款に定める。

◆提案の理由⑤

第三者委員会の調査報告書に「資産形成ローン事務取扱要領では担保評価額100%を融資限度額とすると定められていたが、2015年度中頃から2016年春頃にかけて担保評価120%程度を融資限度額とすることが事実上の運用ルールとなっていた」旨の記載があり、当社は自らの判断で担保評価超えの融資を実行し続けた。結果として当社が2023年11月に発表した2023年度9月末時点の不良債権比率は10.16%となり、2位の南日本銀行の5.21%と比較しても由々しき事態であることがわかる。

当社がこの危機的状況から脱却するためには、かつて当社と連携して不正融資を行っていた悪徳不動産業者と袂を分かち必要がある。

そこで、投資用不動産融資において、担保評価額の70%を融資の上限とする旨を定款に定めることで、不動産融資に厳しい銀行のイメージを世間に植え付け、不良債権率を下げる事が期待できる。

◆議案内容⑥

定款の一部変更の件（「シェアハウス等顧客対応室」の名称変更について）

◆提案の内容⑥

「シェアハウス等顧客対応室」の名称を「アパートマンション等顧客対応室」に変更する旨を定款に定める。

◆提案の理由⑥

2019年5月15日に公表された「投資用不動産融資に係る全件調査」では、不正が認められた案件7,813件の内訳は、シェアハウスが886件、シェアハウス以外が6,927件と記載されている。

このようにシェアハウス以外の不正が圧倒的多数の状況で、当社は「シェアハウス等顧客対応室」を設置している。この名称は不正融資問題をシェアハウスに限定しているような印象操作をし、当社が事件を矮小化していると言わざるを得ない。

よって同室の名称を「アパートマンション等顧客対応室」に変更する旨を定款に定める。それにより、当社により広範な問題に対応する姿勢を示し、会社の透明性を高めることができる。加えて、当社の問題解決に対する意欲を対外的に示し、経営方針や業務改善の優先順位を明確にすることで、当社のブランド価値と株主価値の向上に貢献することができる。

◆議案内容⑦

定款の一部変更の件（金融庁の業務改善命令が解除されない事由の公表について）

◆提案の内容⑦

金融庁の業務改善命令が解除されるまで、その命令が解除されていない理由および進捗状況を株主に定期的に説明する機会を設ける旨を定款に定める。

◆提案の理由⑦

金融庁のウェブサイトには、当社に対して発せられた業務改善命令の内容と理由が記載されているが、5年半以上経過しても本命令は解除されていない。当社は本件に対する対応状況を定期的に公表しているが、株主が当社の経営状況やリスク管理の水準を把握する上で不十分であり、不透明であると言わざるを得ない。また、金融庁命令に対して当社が5年半以上に渡り実施してきた対応や未解決の命令に対する今後の対応方針が不明確であることは、当社の金融機関としての信頼や競争力を低下させる可能性が高い。したがって、本命令の解除が行われない理由、対応が終わらない事由、および現在の対応状況を株主に対して説明する旨を定款に定めることは、当社の経営の透明性や健全性を高めるとともに、株主の利益を守るために必要不可欠である。

◆議案内容⑧

定款の一部変更の件（第三者委員会調査結果と会社発表（IR資料）の整合性について）

◆提案の内容⑧

当社は、第三者委員会調査結果と会社発表（IR資料）の整合性を確保するため、外部機関による監査を実施し、毎月株主へ報告する体制とすることを定款に定める。

◆提案の理由⑧

当社の経営状況やリスク管理に関する情報は、第三者委員会の調査報告書、IR資料などによって提供されているが、これらの情報には相違や矛盾が多く見られる。例えば、第三者委員会調査報告書には、複数の行員から、「不正が全くない案件など、全体の1%あったかなかったかそのレベル」と記載されているが、2023年4月21日に当社が公表したIRには「約2割に不正」と矛盾が見られる。

株主は、これらの情報に基づいて投資判断を行うことができない状況にあり、適時開示違反と指摘される虞がある。正しい投資判断のできるIR情報を提示するためには、信憑性を第三者が保証する必要がある。

そのため、以下の対応を行う旨を定款に定める。

- ・第三者委員会報告書とIR情報に相違があった場合、その事実と原因の調査・公表を行う。
- ・フォレンジック調査も含めた第三者による調査を実施し、調査結果とIR情報の整合性を確認する。

◆議案内容⑨

定款の一部変更の件（口座名義人の自筆ではない送金依頼書に基づく送金処理の禁止について）

◆提案の内容⑨

定款第2条第1項を以下のとおり変更する。

当社社員が顧客から振込依頼書を受領し送金処理を行う際、その振込依頼書は全ての項目において口座名義人の自筆でなければ、送金手続きをしてはいけない旨を定款に定める。

◆提案の理由⑨

当社が引き起こしたアパマンやシェアハウス不正融資事件では、銀行の信用を悪用し、当社社員が被害者に振込依頼書の氏名の記入と捺印だけをさせ、被害者の知らないところで当社社員が送金先や送金金額を無断で記入していた。結果として、被害者およびスルガ銀行が保管している不動産売買契約書に記載されていない不動産業者への送金事例が多数存在している。

これは、支店長自身も不正に関与していることを示しており、社内ルールやコンプライアンスに重大な欠陥があることを示している。当社社員が振込依頼書を勝手に書き加えて送金処理をすることは、不正の温床となり、銀行の信頼に甚大な悪影響を及ぼす虞がある。

全ての項目において、口座名義人の自筆ではない送金依頼書を使用して、送金処理をすることを禁止する旨を定款に定めることで、社員の不正を排除できる。この提案に反対することは、当社取締役会が当社の不正を推奨することを意味する。

◆議案内容⑩

定款の一部変更の件（「不正融資反省館」と「業務改善命令の日」の設立について）

◆提案の内容⑩

「不正融資反省館」を設立し、行員の遵法教育を徹底するとともに、不正融資問題の真相を一般公開する旨を定款に定める。また、10月5日を「業務改善命令の日」とし、社員一同が猛省する旨を定款に定める。

◆提案の理由⑩

不祥事を引き起こした企業は、その実像を、後進を含めて社内外で共有し「伝承」していく必要がある。雪印メグミルク、三菱自動車等の企業は不祥事の教訓を正確に引き継ぐため、口頭による伝承に頼らずに、「形にして残すこと」を選択、研修による伝承等、継続的な努力を実施している（雪印は雪印乳業資料館、三菱自動車は過ちに学ぶ研修室）。

当社も、不祥事を形にして残すために「不正融資反省館」を設立し、行員の遵法教育を徹底するとともに、不正融資問題の真相を一般公開することが有効であると提案する。「不正融資反省館」は、不正融資問題の経緯、自死した被害者の人数、教訓等を展示し、行員や株主、顧客、社会に対して謝罪と反省の姿勢を示すとともに、再発防止の決意を表明する。また、業務停止命令および業務改善命令を受けた10月5日を「業務改善命令の日」とし、社員一同が猛省することで、業務改善命令の重みと意義を常に自覚する。